口座開設を申し込まれる外国人のお客さまへ

■　口座開設時には、在留カードの提示をお願いします。

国籍・在留資格・在留期間等を確認するため、在留カードの提示をお願いします。

※　外交官等の方で在留カードを交付されていない方のご提示は不要です。

■　在留期間満了日が口座開設を申し込まれる日から３か月以内に到来する場合、在留期間更新のお手続き終了後にお申し込みください。

在留期間満了日が口座開設を申し込まれる日から３か月以内に到来する場合、口座開設はいたしかねます。

引き続き在留されるご予定のお客さまは、在留期間更新のお手続き後に在留期間が更新された新しい在留カードをお持ちいただき、口座開設をお申込みください。

※　在留資格・在留期間更新のお手続き中の方は、更新後の新しい在留カードをお持ちください。

■　学生証・社員証等の提示をお願いします。

在留資格が「留学」・「技能実習」の方は、在籍の事実や勤務実態等の確認のため、在留カードとともに、学生証や社員証等の提示をお願いします。

※　ご就学先やお勤め先にご在籍の確認の連絡をさせていただく場合がございます。

■　口座開設までにお時間を要する場合があります。

外国人の方が口座開設を申込まれる際は、関係法令等に基づく各種確認にお時間を要することから、受付当日の口座開設ができず、後日、通帳をお客さまのご自宅へ郵送させていただく場合がございます。また、場合によっては口座の開設をお断りすることがございますので、予めご了承ください。

■　その他ご注意いただきたい事項

・在留カードを更新した場合、または住所を変更した場合は、更新後のカードをお持ちいただき、速やかに窓口へ届出ください。お届出いただけない場合、一時的にお取引を制限する場合がございます。
・ご提示いただいた証明書類はコピーをとらせていただきます。
・帰国等、日本国外へ転出する際は、口座の解約手続を行ってください。
・第三者に利用させることを目的とした口座（通帳・キャッシュカード）の譲渡や売買は犯罪です。絶対に行わないでください。

表面

裏面

出典：出入国在留管理庁ホームページ

諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK